

議案第 21 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年松阪
市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(松阪市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 2 条 松阪市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年松阪市条例第 55 号）の一部を次
のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例の一部改正)

第 3 条 松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例
第 56 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第 1 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第 2 条に次のように加える。

教育長 月額 667,000 円

第 5 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 100 分の 21

(松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第 4 条 松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 17 年松
阪市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 16 条第 2 項の規定に基
づき、」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合における」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(失効)

3 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行の際現に在職する教育長が退職した日をもって、その効力を失う。

（松阪市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 5 条 松阪市職員の旅費に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「副市長」の次に「及び教育長」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合（以下「教育長の在任特例期間」という。）においては、第 3 条の規定による改正後の松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例の規定は適用せず、松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 58 号）の規定を適用する。

3 教育長の在任特例期間においては、第 5 条の規定による改正後の松阪市職員の旅費に関する条例第 14 条の規定は適用しない。